

## 労働基準法施行規則別表第 1 の 2 の例示列举の考え方

業務との間に因果関係が確立していると認められる疾病については、労働基準法施行規則別表第 1 の 2 に例示列举することが適当である。ただし、次の 1 又は 2 のいずれかに該当するものについては除く。

- 1 職業病として発生することが極めて少ないもの等以下の要件に該当するもの（平成 15 年 4 月「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会報告書」）
  - ① 過去において相当数の発症例がみられたが、労働衛生管理の充実等により今日、発症例が極めて少ないもの
  - ② 諸外国において症例報告があるが、国内においては、当該疾病の発生に係る化学物質等が製造及び輸入の禁止等により、使用される見込みがない又は研究機関等の特定の機関においてのみ使用される等のため、当該疾病の発症例が極めて少ないと認められるもの
  - ③ ばく露から発症までの期間が短いもの以外で因果関係が明らかになっていないもの（ばく露から発症までの期間が短いものについては、業務との因果関係を立証することが容易であることから当該影響のみ明らかになっているものは、必ずしも例示列举の必要性はないと考えられる。）

例-1 寒冷な場所における自律神経失調疾患等の疾病（昭和 57 年 10 月 4 日「業務上疾病の範囲等に関する検討結果」より）

労働の場における発生は知られていない。稀な例として業務に起因するこれらの疾病が発生した場合は、「その他の規定」を運用すべき。

例 2 次亜塩素酸ナトリウムによる障害及びフロンガスによる肝障害（平成 15 年 4 月「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会報告書」より）

次亜塩素酸ナトリウムによる障害及びフロンガスによる肝障害については、平成 12 年度及び 13 年度における認定件数がこれまでのに比して減少しており新たに取る必要がない。

- 2 有害業務の集団及び疾病の集団としての類型化（有害因子と疾病の関係を一般化し得るもの）が困難であり、法令上の列举又は指定になじまないもの（昭和 53 年の省令改正時に法律上の規定の考え方を整理したもの）

例 理美容の業務によるシャンプー液の使用等による接触性皮膚炎（平成 15 年 4 月「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会報告書」より）

理美容の業務におけるシャンプー液の使用等による接触性皮膚炎については、当該物質が混合物であり製品により有害性が異なる。

※ ただし、その後の研究により有害化合物質の特定が行われている。